

# 千葉県立保健医療大学共通教育運営会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第17条第4項の規定に基づき、共通教育運営会議（以下「共通教育」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 共通教育は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 一般教養科目担当専任教員
- (2) 医師
- (3) 歯科医師 1名
- (4) 専門科目専任教員のうち各学科・専攻から1名
- (5) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条第1号及び第2号の委員の任期は、退職まで継続する。

- 2 前項以外の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 前項の委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 共通教育は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 一般教養科目・保健医療基礎科目・医学系科目に関する事項
- (2) 非常勤講師の選考に関する事項
- (3) 「初年次教育」に関する事項
- (4) 「高大連携」に関する事項
- (5) 放送大学および他大学との単位互換に関する事項
- (6) その他学長が付託した事項に関する事項

(委員長)

第5条 共通教育に会長を置く。

- 2 会長は、学長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長は、あらかじめ会長が指名した者に会長の職務を補佐・代理させることができる。

(共通教育の招集及び会長)

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 共通教育は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 共通教育の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長

の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 共通教育の庶務は、事務局学生支援課で行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、共通教育の運営に関して必要な事項は、共通教育が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。